

## 質疑回答書

天王寺公園バス駐車場使用事業者募集に関する質疑書に対する回答について

天王寺公園バス駐車場使用事業者募集につきまして、各事業者様からご質問いただきました事項に対し、次のとおり回答いたします。なお、同様の質問があった場合は、回答内容を一部省略させていただいておりますのでご了承ください。

令和7年1月24日

大阪市

番号	質疑内容	回答
1	募集要項P1 (4) 最低使用料について	
	記載されている金額15,000,000円は税込みでしょうか。また、現在の条例単価をご教示ください。	税込み価格となります。 現在の条例単価は 公園施設を管理する場合 駐車場 1平方メートル 1年間 3,570円 となります。
2	仕様書P1 3 許可期間について	
	初回期間中に事業者から6ヶ月前告知での解約の申し出は可能でしょうか。また、その際にペナルティはございますでしょうか。	管理運営業務仕様書5 (11) 事業者の義務①に記載のとおり、本件駐車場は公園利用者の便益施設であり、天王寺公園の利用に必要な施設であることから、事業者が事業者に起因する理由により許可期間中に許可物件の管理を取り止める場合、もしくは継続して許可を申請しない場合は、その期日の6ヶ月前に本市に文書で申し出なければならぬと規定しています。ペナルティの規定はありません。
3	仕様書P2 5. 駐車場管理運営事項 (2) <運営内容等> 出庫管理について	
	実際に現運営会社に、過去3年間に、年間何回の交通誘導員を派遣したのか実績を教えてください。	過去実績としては、催事開催時等の繁忙期に渋滞等は見受けられず、有人対応の実施は行っておりません。
4	仕様書P2 5 (2) 運営内容等について	
	催事開催等繁忙期の差に要員を配置するなど、十分な防犯対策及び渋滞緩和対策を講じることとありますが、直近で有人を配置した時期・頻度についてご教示ください。	No3のとおりです。
5	仕様書P3 5 (5) 補修等について	
	1件の補修額が20万円（消費税及び地方消費税を除く）未満のものについては、事業者の負担とありますが、現事業者様運営期間中の補修実績をご教示ください。	実績はありません。
6	仕様書P5 5 (12) 電気機械設備の維持管理業務について	
	電灯設備、動力設備など電気機械設備については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に準じて適切に管理することとありますが、具体的な設備や数量などをご教示ください。	本市が設置した電気機械設備はありません。その他の電気機械設備については事業者が設置したものになります。
7	仕様書P6 (13) 公園施設などの催事に伴う駐車場利用について	
	過去3年間に貴市関係車両が無償使用した回数を教えてください。	本市関係車両が駐車場を無償使用した実績はありません。 なお、てんしば内でのイベントに伴う通行利用調整が年1～2回程度ありました。
8	仕様書P7 (5) 駐車場管制設備等について	
	現在の運営会社は前払い式チケット式の運営方法だが、その方式を踏襲しても良いか教えてください。	問題ありません。
9	仕様書P7 (6) 機械警備システム等について	
	現在の運営会社の障がい者割引対応の具体的な内容および、過去3年間での当該割引の実績（回数）について教えてください。	障がい者割引の具体的な内容の報告及び収支の内訳等については、現事業者に対して本市への提出を課していないことから把握しておりません。

## 質疑回答書

天王寺公園バス駐車場使用事業者募集に関する質疑書に対する回答について

天王寺公園バス駐車場使用事業者募集につきまして、各事業者様からご質問いただきました事項に対し、次のとおり回答いたします。なお、同様の質問があった場合は、回答内容を一部省略させていただいておりますのでご了承ください。

令和7年1月24日

大阪市

番号	質疑内容	回答
10	仕様書P7 6 (5) 駐車管制設備等について	
	駐車場出入口には、事業者による駐車場の管理運営上、無人管理とする場合は、本市と事前協議の上、新たに駐車発行機、自動料金精算機、カーゲート、満空表示灯などの駐車管制設備を設置しなければならないとありますが、現状は、発券機、カーゲート等がございません。現状の運営は貴市と協議のうえ、運営上認められた整備という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	使用料について	
	現在の運営会社が支払っている年額使用料を教えてください。	15,000,000円（税込み）となります。
12	契約期間について	
	現在の運営会社と貴市との契約開始日と満了日を教えてください。	契約ではなく、都市公園法第5条の規定に基づく公園施設管理許可を行うものであり、許可期間については、令和3年2月1日～令和7年3月31日までとなります。
13	管理運営について	
	2014年以前および2017年以降は、民間の駐車場事業者による管理が行われているようだが、2014年から2017年の3年程度は、民間の駐車場会社による運営が行われていなかったのはなぜか教えてください。	本件物件については、2014年から2017年においても都市公園法第5条の規定に基づく許可により事業者にて管理いただいておりますことから、お尋ねの事実及び特段の事情はございません。
14	駐車場内表示について	
	現在の停車車室との間に2か所程度（とまれ+足形サイネージ）文言焼付がございますが、こちらは運用上必要なのでしょうか。	設置は必須ではありませんが、適切に管理できるようにしてください。
15	定期券及び回数券について	
	現運営会社において、定期券もしくは回数券等の販売の有無が分かれば教えてください。	定期券及び回数券の販売の有無については、現事業者に対して本市への実績提出を課していないことから把握しておりません。
16	看板について	
	両面看板×2、片面看板×4枚の合計6枚が現地に掲示されている。合計の面積が7㎡を超えているように思われるが、これは7㎡を超えても貴市が承認したものか、もしくは7㎡以内であり、規定内との判断である場合、その算出根拠（看板面積の計算方法）を教えてください。	看板については、1件あたりの看板が7㎡以下であることを意味します。ただし、駐車場内等に看板が乱立することを未然に防止するため、制限内の面積であれば、無制限に設置できるというのではなく、その件数、設置位置、内容、デザイン（色合い）等については、事前に本市と協議を行っていただく必要があります。
17	売上について	
	別紙の売上開示について、売上の内訳は全て時間貸駐車場としての売上でしょうか。定期便のバス契約等がある場合は詳細についてご教示ください。	売上の内訳については、現事業者に対して本市への提出を課していないことから把握しておりません。
18	駐車台数について	
	現状10台とのことですが、安全上台数を減らしても良いのでしょうか。	管理運営業務仕様書の範囲内で、許可面積の変更を伴わない駐車台数の変更については本市との事前協議により可能です。
19	クレームについて	
	現在の管理運営会社に寄せられた、利用者からのクレームについて教えてください。	クレーム等については、事業者の責任において体制を整備し迅速に対応することとしており、対応について本市への報告義務を課していないことから把握しておりません。